

盛岡労働基準監督署発表
令和6年10月10日

【照会先】盛岡労働基準監督署

副 署 長 飯野 洋司
○第一方面主任監督官 鈴木 裕介
電 話 019-604-2530

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

コンベヤーに係る危険防止措置を講じなかった疑い

盛岡労働基準監督署（署長 八重樫 祐一）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、農事組合法人岩手山麓ディリーサポートの現場責任者を盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月28日、岩手県八幡平市平笠の工場内において、労働者にコンベヤーの掃除を行わせるにあたり、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、囲い等を設ける等の危険防止措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

被 疑 者：農事組合法人岩手山麓ディリーサポート センター長 A
法人の所在地：岩手県八幡平市平笠
法人の事業内容：農業及び乳牛用飼料製造業
農事組合法人岩手山麓ディリーサポートは令和6年6月に組織変更し、解散している。

2 違反被疑条文 「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第101条第1項(原動機、回転軸等による危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

3 災害の概要

令和5年9月28日、岩手県八幡平市平笠の工場内において、センター長 A が自社の労働者 B（被災者）にコンベヤーの掃除を行わせていたところ、労働者 B がコンベヤーの回転する機械部品（プーリー）とベルトの間に右腕を巻き込まれて重傷を負う労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、労働者の身体の一部が巻き込まれたりすることを防止するため、覆い、囲い等を設けるよう規定されていますが、災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）

○労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）（抄）

（原動機，回転軸等による危険の防止）

第101条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆（おお）い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

- 2 （略）
- 3 （略）
- 4 （略）
- 5 （略）